

薬生食輸発 1016 第 1 号
令和元年 10 月 16 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

「平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(英国産セロリのフルジオキソニル、タイ産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。) のプロピコナゾール及びペルー産キノアのフィプロニル)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 4 号 (最終改正 : 令和元年 10 月 9 日付け薬生食輸発 1009 第 1 号) (以下「モニタリング通知」という。) に基づき実施しているところである。

今般、輸入時に実施した英国産セロリ、タイ産スナップエンドウ及びペルー産キノアのモニタリング検査において、食品衛生法第 11 条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、英国産セロリのフルジオキソニル、タイ産未成熟えんどうのプロピコナゾール及びペルー産キノアのフィプロニルに係るモニタリング検査の頻度を 30% に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第 2 (製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。) 及び別表第 3 に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 10 月 16 日	英国	セロリ及びその加工 品 (簡易な加工に限 る。)	残留農薬 (フルジオキソニ ル)	J.M.LEVARHT & ZONEN B.V. (オランダ)

令和元年 10月16日	タイ	未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬 （プロピコナゾール）	YOKTONG CO.,LTD.
令和元年 10月16日	ペルー	キノア及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬 （フィプロニル）	AGRO FERGI S.A.C.